

高齢者あんしん相談センター (地域包括支援センター)

高齢者の相談窓口です。お気軽に相談してください。(詳しくは24ページ)

開設日・開設時間

・月曜日から土曜日まで(ただし、祝日・12月29日から1月3日を除く)
・午前8時30分から午後5時15分まで



高齢者あんしん相談センター ふくおか

ふじみ野市福岡1-1-6(第4庁舎2階) TEL.049-261-1126
※令和4年5月30日から、福岡1-1-1(第3庁舎2階)

第1圏域 担当地域

池上、上ノ原、上野台、大原、川崎、北野、清見、駒林、駒林元町1~2丁目、新駒林、新田、滝、築地、水宮、仲、中ノ島、中丸、長宮、中福岡、西原、花ノ木、福岡、福岡新田、松山、本新田、元福岡、谷田



高齢者あんしん相談センター かすみがおか

ふじみ野市霞ヶ丘1-5-1(介護予防センター2階)
TEL.049-264-7620

第2圏域 担当地域

霞ヶ丘、上福岡、駒西、駒林元町3~4丁目、西、富士見台、福岡中央、福岡武蔵野、丸山、南台



高齢者あんしん相談センター つるがまい

ふじみ野市亀久保1811-6
TEL.049-256-6061

第3圏域 担当地域

大井中央3~4丁目、亀久保2~4丁目、亀久保(1215~2205番地)、鶴ヶ岡、鶴ヶ舞、西鶴ヶ岡、東久保、ふじみ野、緑ヶ丘



高齢者あんしん相談センター おおい

ふじみ野市大井621-1
(高齢者総合ケアセンター マザーアース敷地内)
TEL.049-261-3021

第4圏域 担当地域

旭、市沢、うれし野、大井、大井中央1~2丁目、大井武蔵野、亀久保1丁目、亀久保(643~1196番地)、桜ヶ丘、苗間

お問い合わせ先

ふじみ野市役所 高齢福祉課

〒356-8501 ふじみ野市福岡1-1-1 TEL.049-261-2611

介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です

みんなのあんしん 介護保険

わかりやすい利用の手引き



ふじみ野市

介護保険は高齢者の暮らしを 社会みんなで支えるしくみです

40歳以上の方は、介護保険に加入し、決められた保険料を納めています。その保険料や税金を財源とし、介護が必要な方は、費用の一部を負担することでさまざまな介護保険サービスを受けられます。

介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、できる限り自立した生活を送れるよう支援します。

本書は、介護保険で受けられるサービスや利用のしかたを説明しています。一日一日をより充実したものにさせていただくためにも、ぜひ本書をご活用ください。

【地域包括ケアシステムとは】

介護保険サービス、医療保険サービスのみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場(日常生活圏)で切れ目なく提供される仕組み

【介護保険法の本旨】

第一条(目的)

この法律は、要介護状態となってもこれらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設けて、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図る

第二条(介護保険)

保険給付は、要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われる

第四条(国民の努力及び義務)

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、その有する能力の維持向上に努めるものとする

介護保険の申請や届け出には、「マイナンバー」が必要です

介護保険の各種申請や届け出には、原則として、マイナンバー(個人番号)の記入が必要です。窓口では本人確認のため、マイナンバーの確認と身元確認を行います。

◆マイナンバーの確認には次のいずれかが必要

- ・マイナンバー(個人番号)カード
- ・通知カード(住所、氏名等が住民票と一致している)
- ・個人番号が記載された住民票 等

◆身元確認には次のいずれかが必要

- ・マイナンバー(個人番号)カード
 - ・運転免許証
 - ・パスポート 等の写真つきの身分証明書
- 写真がない身分証明書の場合は2種類が必要。

もくじ

4 しくみと加入者

介護保険のしくみ 4

6 サービス利用の手順

サービス利用の流れ① 6

要介護認定の流れ 6

サービス利用の流れ② 8

10 介護サービス【要介護1～5の方へ】

介護サービス(居宅サービス)の種類と費用のめやす 10

施設サービスの種類と費用のめやす 14

15 介護予防サービス【要支援1・2の方へ】

介護予防サービスの種類と費用のめやす 15

18 地域密着型サービス

住み慣れた地域で受けるサービス 18

20 福祉用具貸与・購入、住宅改修

生活環境を整えるサービス 20

22 地域支援事業(総合事業)

総合事業 自分らしい生活を続けるために 22

25 費用の支払い

自己負担限度額と負担の軽減 25

28 介護保険料の決まり方・納め方

社会全体で介護保険を支えています 28

32 市の独自サービス

ふじみ野市の高齢者福祉事業 32

基本チェックリスト 35

しくみと加入者 4

サービス利用の手順 6

介護サービス 10

介護予防サービス 15

地域密着型サービス 18

福祉用具貸与・購入、
住宅改修 20

地域支援事業
(総合事業) 22

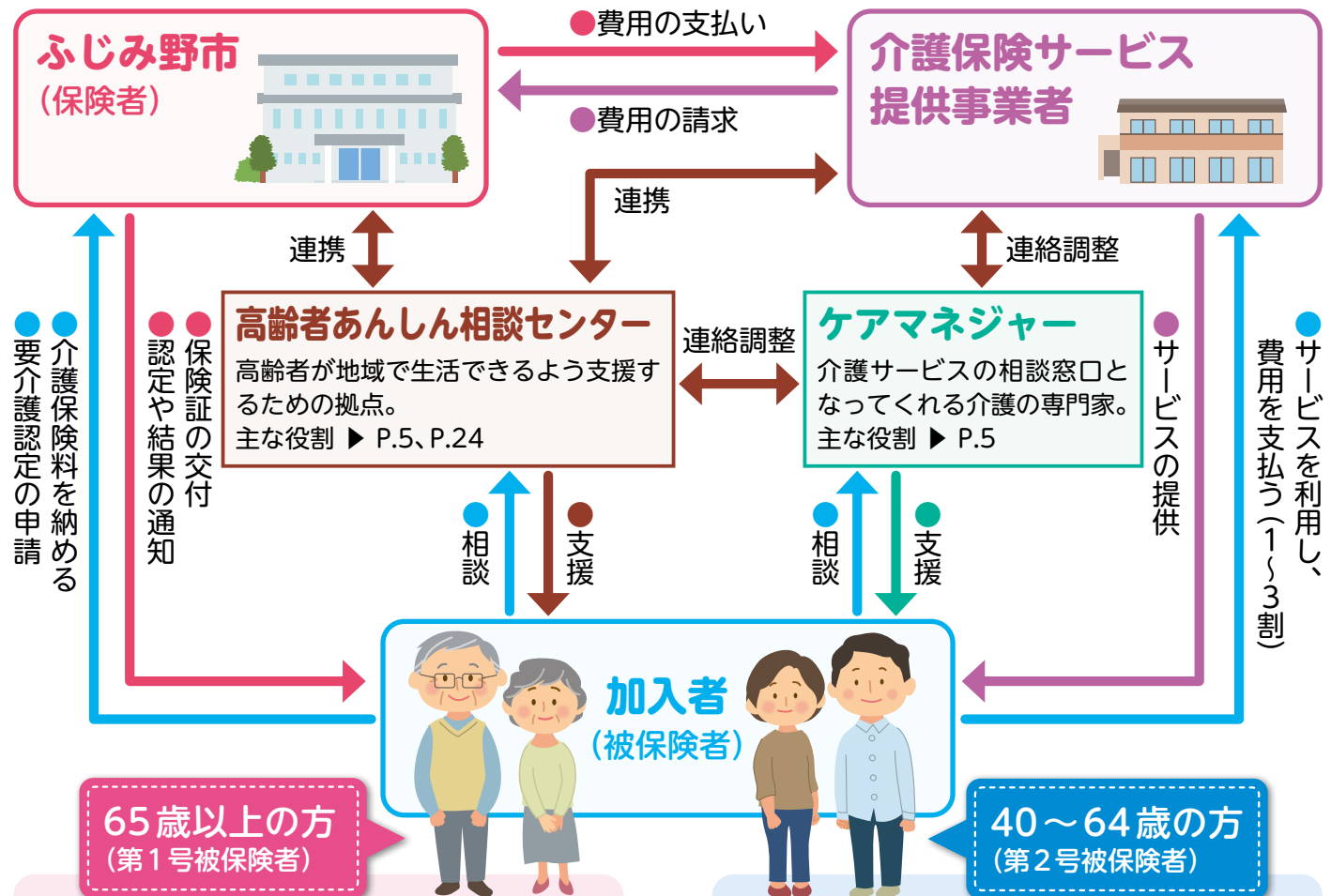
費用の支払い 25

介護保険料の
決まり方・納め方 28

市の独自サービス 32

介護保険のしくみ

介護保険は、介護が必要になった方が地域で安心して暮らしていくための制度です。ふじみ野市が運営し、40歳以上のすべての方が加入して保険料を納めます。介護が必要になったときには、費用の一部（1～3割）を負担することで介護保険サービスを利用できます。



【介護保険を利用できる方】

「要介護認定」(介護や支援が必要であるという認定)を受けた方。

▶ **要介護認定 6～7ページ**

※65歳以上の方は、介護が必要になった原因を問わず、介護保険を利用できます。ただし、交通事故などの第三者行為が原因の場合は、ふじみ野市へ届け出をお願いします。

【介護保険を利用できる方】

介護保険の対象となる病気*が原因で「要介護認定」を受けた方。交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外です。

※介護保険の対象となる病気(特定疾病)には、下記の16種類が指定されています。

- 40～64歳の方が介護保険を利用するときの対象となる病気(特定疾病)
- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
 - 関節リウマチ
 - 筋萎縮性側索硬化症
 - 後縦靱帯骨化症
 - 骨折を伴う骨粗しょう症
 - 初老期における認知症
 - 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
 - 脊髄小脳変性症
 - 脊柱管狭窄症
 - 早老症
 - 多系統萎縮症
 - 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
 - 脳血管疾患
 - 閉塞性動脈硬化症
 - 慢性閉塞性肺疾患
 - 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険証

(介護保険被保険者証)

要介護認定を申請するときや介護保険のサービスを受けるときなどに介護保険証が必要になります。

○ 交付対象者

【65歳以上の方】

- 1人に1枚交付されます。
- 65歳になる月(誕生日が1日の方は前月)に交付されます。

【40～64歳の方】

- 要介護認定を受けた方に交付されます。

○ 必要なとき

- 要介護認定の申請をするとき(65歳以上の方)
- ケアプランを作成するとき
- 介護保険サービスを利用するときなど



負担割合証

(介護保険負担割合証)

介護保険サービス等を利用するときの負担割合(1～3割)が記載されています。

○ 交付対象者

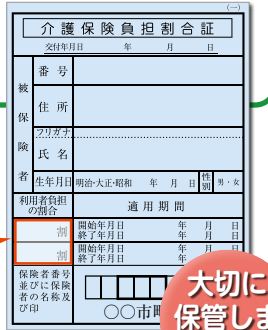
要介護認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者に交付されます。

○ 必要なとき

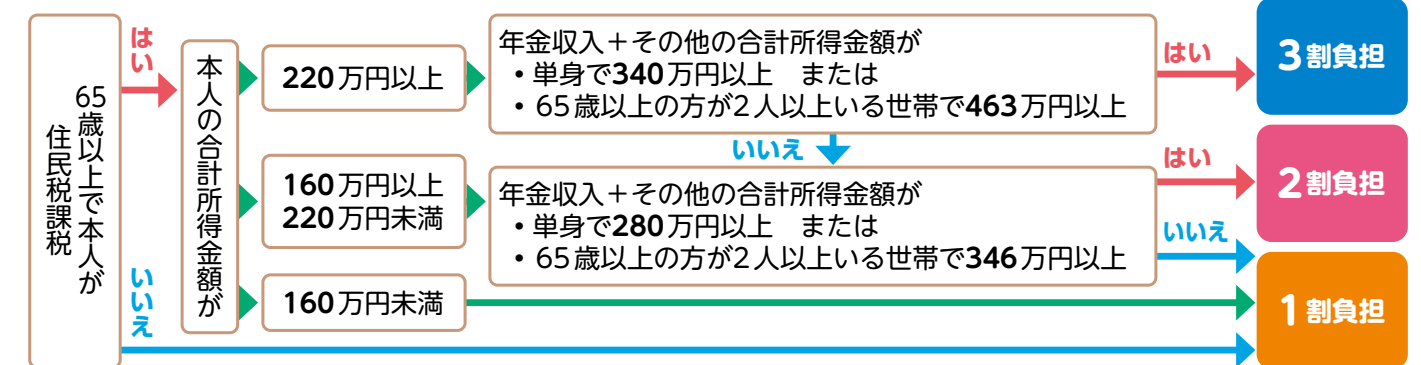
介護保険サービスを利用するとき
【有効期限】1年間(8月1日～翌年7月31日)

負担割合(1～3割)が記載されます。

介護保険証、負担割合証はイメージです。市区町村により内容や色が異なります。



■ 介護保険サービスの自己負担割合と判定基準



※40～64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。

「高齢者あんしん相談センター」とは？

地域の高齢者のさまざまな困りごとに対応する総合相談窓口です。

▶ 詳しくは 24 ページ、裏表紙。

【主にどんなことをするの？】

- 高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業 など

「ケアマネジャー」とはどんな人？

介護サービスを利用する方の相談・窓口役です。

【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し など

ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業者」等に所属しています。



サービス利用の流れ①

介護サービスや介護
まずは、ふじみ野市予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用するには、
の窓口や高齢者あんしん相談センターに相談しましょう。

1 相談する

ふじみ野市の窓口または高齢者あんしん
相談センターで、相談の目的を伝えます。
希望するサービスがあれば伝えましょう。

2 心身の状態を調べる

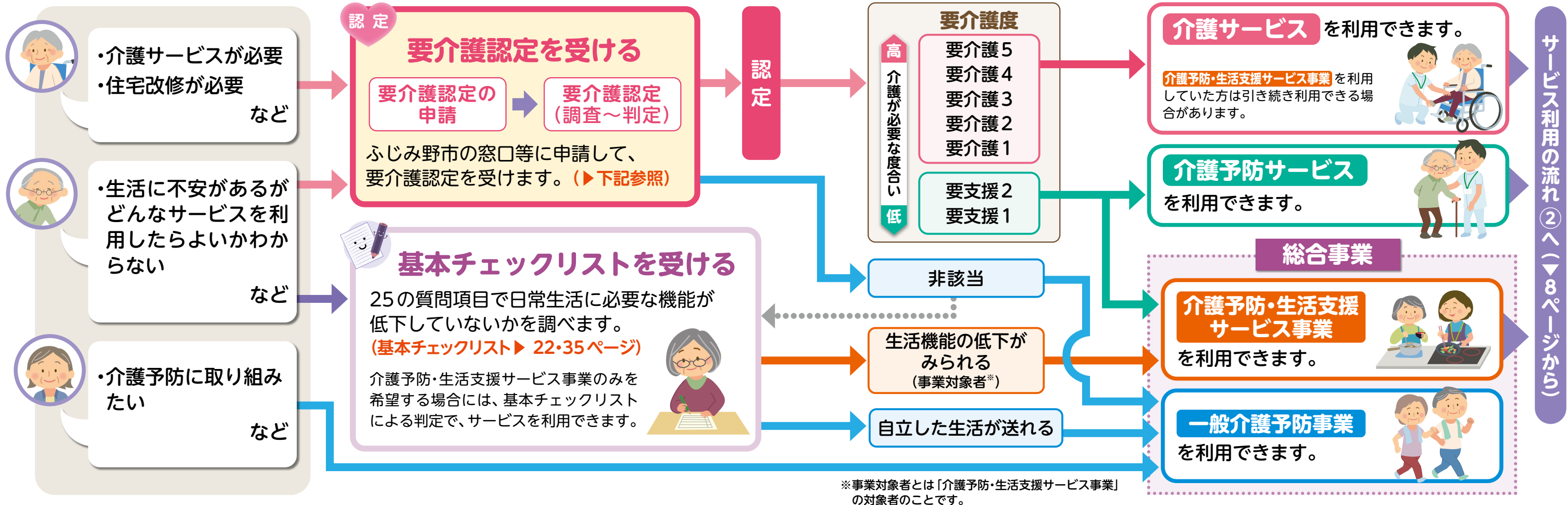
要介護認定または基本チェックリストを受けます。まだ支援
が必要でない方には、一般介護予防事業などを紹介します。

3 心身の状態を知る

要介護認定や基本チェック
リストによって心身の状態を判定し
ます。

4 利用できるサービス

必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異な
ります。一般介護予防事業は、65歳以上のすべての方が
利用できます。



認定 要介護認定の流れ

介護(予防)サービスを利用するには、要介護認定を

受け「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。

① 要介護認定の申請

申請の窓口はふじみ野市の高齢福祉課です。
申請は、本人のほか家族でもできます。

次のところでも申請の依頼ができます。
(更新申請も含みます)

- ・高齢者あんしん相談センター
- ・居宅介護支援事業者
- ・介護保険施設



申請に必要なもの

- ✓ 申請書
担当課の窓口にあります。
- ✓ 介護保険証
40～64歳の方は健康保険の保険証が必要です。
- ✓ マイナンバーと身元確認書類(▶P.2参照)

申請書には健康保険の保険証の記号・番号のほか、主治医の
氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄がありま
す。かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。

② 要介護認定
(調査～判定)

申請をすると、訪問調査のあとに公平な審査・判定
が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)
が決まります。

- 訪問調査
ふじみ野市の担当職員などが自宅などを訪問し、心身の状態などについて聞き取る。
- 主治医の意見書
ふじみ野市の依頼により主治医が意見書を作成。
※主治医がいない方はふじみ野市が紹介する医師の診断を受ける。
- 一次判定
訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピューターに入力し、一次
判定を行う。
- 二次判定(認定審査)
一次判定や主治医の意見書などをもとに、専門家が審査する。



サービス利用の流れ②

要介護1～5と認定された方で、自宅を中心としたサービスを希望する方は居宅介護連絡します。また、要支援1・2と認定された方および介護予防・生活支援サービス事業

支援事業者、施設への入所を希望する方は介護保険施設に
対象者は高齢者あんしん相談センターに連絡します。

ケアプラン(どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書)を作成する際は、どんな生活を送れるようになりたいか、という希望をしっかりと伝えましょう。



要介護1～5の方

自宅で暮らしながらサービスを利用したい



1 ケアマネジャーを選ぶ

ふじみ野市などが発行する事業者一覧のなかから居宅介護支援事業者(ケアマネジャーを配置しているサービス事業者)を選び、連絡します。

▶ 居宅介護支援P.10



2 ケアプラン※1を作成する

担当のケアマネジャーとケアプランを作成します。



3 サービスを利用する

サービス事業者と契約※2します。ケアプランにそって **介護サービス** を利用します。

介護サービスの種類

【居宅サービス】

訪問サービス ▶ P.11～12

施設に通う ▶ P.12

短期間施設に泊まる ▶ P.13

施設に入所して利用する ▶ P.13

生活環境を整える ▶ P.20～21

【地域密着型サービス】

訪問サービス ▶ P.18

認知症の方向け ▶ P.18

施設に通う ▶ P.19

通いを中心とした複合サービス ▶ P.19

施設に入所して利用する ▶ P.19

介護予防・生活支援サービス事業を利用していた方が要介護1～5となった場合、本人が希望し、ふじみ野市が必要と判断すれば **介護予防・生活支援サービス事業** を引き続き利用することができます。



介護保険施設へ入所したい



1 介護保険施設を選ぶ

見学するなどサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。



2 ケアプラン※1を作成する

入所する施設のケアマネジャーとケアプランを作成します。

3 サービスを利用する

ケアプランにそって **施設サービス** を利用します。

施設サービス

介護保険施設に入所する ▶ P.14



要支援1・2の方

1 高齢者あんしん相談センターに連絡する

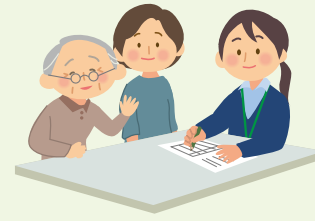
高齢者あんしん相談センターに連絡します。



2 介護予防ケアプラン※1を作成する

高齢者あんしん相談センターの職員と相談しながら介護予防ケアプランを作成します。

▶ 介護予防支援P.15



3 サービスを利用する

サービス事業者と契約※2します。介護予防ケアプランにそって **介護予防サービス** および **介護予防・生活支援サービス事業** を利用します。

介護予防サービスの種類

【介護予防サービス】

訪問サービス ▶ P.15～16

施設に通う ▶ P.16

短期間施設に泊まる ▶ P.17

施設に入所して利用する ▶ P.17

生活環境を整える ▶ P.20～21

【地域密着型介護予防サービス】

認知症の方向け ▶ P.18

通いを中心とした複合サービス ▶ P.19

介護予防・生活支援サービス事業

訪問サービス ▶ P.23

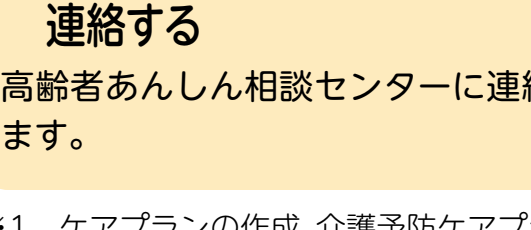
施設に通う ▶ P.23



事業対象者

1 高齢者あんしん相談センターに連絡する

高齢者あんしん相談センターに連絡します。



2 ケアプラン※1を作成する

高齢者あんしん相談センターの職員と相談しながらケアプランを作成します。

3 サービスを利用する

サービス事業者と契約※2します。ケアプランにそって **介護予防・生活支援サービス事業** を利用します。

介護予防・生活支援サービス事業

訪問サービス ▶ P.23

施設に通う ▶ P.23



※1 ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成は、利用者の費用負担はありません。

※2 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。

介護サービス（居宅サービス）の種類と費用のめやす

居宅サービスとは、自宅を中心に利用するサービスです。「施設に通う」「短期間施設に入所する」など、さまざまな種類のサービスが用意されています。

これらのサービスのなかから、利用者の希望に合うものを組み合わせて利用できます。

地域密着型サービス について▶18・19ページ。

ケアプランの作成・サービス利用についての相談

居宅介護支援

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。

ケアプランの作成および相談は**無料**です。
(全額を介護保険で負担します)



ケアプランの作成例(要介護3の方の例)

要望 足の筋力を回復し、自分で家事ができるようになりたい

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護		訪問介護			訪問介護	
午後		通所介護			通所リハビリ		

足の筋力回復のための機能訓練を行う。
外出することがよい気分転換にも。

家の中で転ばないため、
日常動作のリハビリ。

納得のいくケアプランのために

ケアプランは生活の設計図。目標の達成につながるサービスを組み込むことが大切です。「担当のケアマネジャーさんにすべてお任せ」ではなく、目標やどんな生活を送りたいかをケアマネジャーに積極的に伝えましょう。

サービス利用開始から一定期間後、目標が達成されているか評価します。サービス利用の途中でも「自分の生活に合わない」「改善が見られない」という場合は、ケアプランの見直しができますので、遠慮なくケアマネジャーに相談してください。



自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

実際の自己負担は所得状況などにより1割、2割、3割のいずれかになります。(▶P.5参照)

※自己負担のめやすは標準的な地域のもので、実際の費用は、利用する事業者の所在地や施設の体制、サービスの内容、加算項目などにより異なります。また、加算項目は一部項目のみを記載しています。

日常生活の手助けを受ける

訪問介護【ホームヘルプサービス】

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。

〈身体介護〉

- 食事、入浴、排泄のお世話
- 衣類やシーツの交換 など

〈生活援助〉

- 住居の掃除、洗濯、買い物
- 食事の準備、調理 など



自己負担(1割)のめやす

身体介護 中心	20分～30分未満	250円
	30分～1時間未満	396円
生活援助 中心	20分～45分未満	183円
	45分以上	225円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

通院等乗降介助(1回) 99円

❗ 以下のサービスは、介護保険の対象外です

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。

- 本人以外の家族のための家事
- ペットの世話
- 来客の応対
- 草むしり・花の手入れ
- 模様替え
- 洗車 など

※サービスの内容によっては、「介護保険外」のサービスとして受けることができます。希望するときは、ケアマネジャーやサービス提供事業者にご相談しましょう。

自宅を訪問してもらう

訪問入浴介護

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。



自己負担(1割)のめやす

1回	1,260円
----	--------

訪問リハビリテーション

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。



自己負担(1割)のめやす

1回	307円
----	------

介護サービス(居宅サービス)の種類と費用のめやす

お医者さんの指導のもとでの助言・管理

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。

自己負担(1割)のめやす
【単一建物居住者1人に行う場合】

医師の場合(月2回まで)	514円
歯科医師の場合(月2回まで)	516円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	565円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	517円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	361円

訪問看護

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理などを受けます。



自己負担(1割)のめやす

病院・診療所から	20分～30分未満	398円
	30分～1時間未満	573円
訪問看護ステーションから	20分～30分未満	470円
	30分～1時間未満	821円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

施設に通う

通所介護【デイサービス】

通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす
【通常規模の施設／7～8時間未満の利用の場合】

要介護1	655円
要介護2	773円
要介護3	896円
要介護4	1,018円
要介護5	1,142円



※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

- ・個別機能訓練 56円／1日
- ・栄養改善 200円／1回
- ・口腔機能向上 150円／1回
- ・入浴介助 40円／1日 など

※食費、日常生活費は別途負担となります。

通所リハビリテーション【デイケア】

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

自己負担(1割)のめやす
【通常規模の施設／7～8時間未満の利用の場合】

要介護1	757円
要介護2	897円
要介護3	1,039円
要介護4	1,206円
要介護5	1,369円



※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

- ・栄養改善 200円／1回
- ・口腔機能向上 150円／1回
- ・入浴介助 40円／1日 など

※食費、日常生活費は別途負担となります。

「共生型サービス」について

共生型サービスは、1つの事業所で、介護保険と障がい福祉のサービスを一体的に提供する取り組みです。例えば、障がい福祉サービス事業所が、共生型サービス事業所の指定を受けることにより、介護保険サービスを提供できるようになり、障がいがある方が65歳以上になっても、引き続き、同じ施設でサービスが受けられます。

【対象サービス】 訪問介護 通所介護 短期入所生活介護 等

自己負担は1～3割です。本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

短期施設に泊まる

短期入所生活介護【ショートステイ】

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	596円	596円	696円
要介護2	665円	665円	764円
要介護3	737円	737円	838円
要介護4	806円	806円	908円
要介護5	874円	874円	976円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

短期入所療養介護【医療型ショートステイ】

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	752円	827円	833円
要介護2	799円	876円	879円
要介護3	861円	939円	943円
要介護4	914円	991円	997円
要介護5	966円	1,045円	1,049円

居室(部屋のタイプ)について	
従来型個室	リビングスペース(共同生活室)を併設していない個室
多床室	定員2人以上の相部屋
ユニット型個室	リビングスペースを併設している個室
ユニット型個室的多床室	リビングスペースを併設しているが完全な個室ではない部屋

施設に入所して利用する介護サービス

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられます。サービスは、包括型(一般型)と、外部の事業者がサービスを提供する外部サービス利用型に区分されます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【包括型(一般型)】

要介護1	538円
要介護2	604円
要介護3	674円
要介護4	738円
要介護5	807円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

その他のサービス

▶ 地域密着型サービス 18・19ページ

▶ 福祉用具貸与・購入、住宅改修 20・21ページ

施設サービスの種類と費用のめやす

介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。

介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれています。

入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。

※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。

(従来型個室、多床室、ユニット型個室などの違いについて▶13ページ参照)



生活介護が中心の施設

介護老人福祉施設

【特別養護老人ホーム】

常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護3	約21,360円	約21,360円	約23,790円
要介護4	約23,400円	約23,400円	約25,860円
要介護5	約25,410円	約25,410円	約27,870円

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方です。

介護やリハビリが中心の施設

介護老人保健施設

病状が安定し、自宅に戻ることを目指して、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリが受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	約21,420円	約23,640円	約23,880円
要介護2	約22,770円	約25,080円	約25,230円
要介護3	約24,630円	約26,940円	約27,090円
要介護4	約26,220円	約28,470円	約28,680円
要介護5	約27,750円	約30,090円	約30,270円

医療が中心の施設

介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。介護体制の整った医療施設(病院)で、医療や看護などが受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	約17,790円	約20,580円	約21,180円
要介護2	約20,550円	約23,430円	約24,030円
要介護3	約26,670円	約29,460円	約30,060円
要介護4	約29,220円	約32,100円	約32,700円
要介護5	約31,560円	約34,380円	約34,980円

長期療養の機能を備えた施設

介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	約21,420円	約24,750円	約25,260円
要介護2	約24,720円	約28,020円	約28,530円
要介護3	約31,800円	約35,130円	約35,640円
要介護4	約34,830円	約38,130円	約38,640円
要介護5	約37,530円	約40,860円	約41,370円

※令和6年3月末に廃止が予定されている介護療養型医療施設の転換先と位置付けられています。

介護予防サービスの種類と費用のめやす



介護予防サービスは、状態の改善と悪化の予防を目的としたサービスです。

できないことを補助するだけでなく、利用者本人のできることを増やし、いきいきとした生活を送れるよう支援します。

地域密着型サービスについて▶18・19ページ。

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

実際の自己負担は所得状況などにより1割、2割、3割のいずれかになります。(▶P.5参照)

※自己負担のめやすは標準的な地域のもので、実際の費用は、利用する事業者の所在地や施設の体制、サービスの内容、加算項目などにより異なります。また、加算項目は一部項目のみを記載しています。

総合事業の開始にともない、介護予防サービスの「訪問介護」、「通所介護」は、「介護予防・生活支援サービス事業」に移行しました。要支援1・2の方は、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型や通所型のサービスを利用することができます。

介護予防ケアプランの作成・サービス利用についての相談

介護予防支援

高齢者あんしん相談センターの職員などに介護予防ケアプランを作成してもらうほか、利用者が安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。



介護予防ケアプランの作成および相談は**無料**です。(全額を介護保険で負担します)

自宅を訪問してもらう

介護予防訪問入浴介護

浴室がない場合や浴室の利用が難しい場合に入浴のお手伝いのサービスを受けられます。



自己負担(1割)のめやす

1回	852円
----	------

介護予防訪問リハビリテーション

専門家に訪問してもらい、利用者が自分で行える体操やリハビリなどの指導を受けます。



自己負担(1割)のめやす

1回	307円
----	------

介護予防サービスの種類と費用のめやす

お医者さんの指導のもとでの助言・管理

介護予防 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。

自己負担(1割)のめやす
【単一建物居住者1人に行う場合】

医師の場合(月2回まで)	514円
歯科医師の場合(月2回まで)	516円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	565円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	517円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	361円

介護予防訪問看護

看護師などに訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上のお世話や必要な診療の補助などを受けます。



自己負担(1割)のめやす

病院・診療所から	20分～30分未満	381円
	30分～1時間未満	552円
訪問看護ステーションから	20分～30分未満	450円
	30分～1時間未満	792円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

施設に通う

介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などを日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 筋力トレーニングなどの機能訓練(運動器機能向上)
 - 食事に関する指導など(栄養改善)
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)
- などのメニューを選択して利用できます。

1カ月あたりの
自己負担(1割)のめやす

要支援1	2,053円
要支援2	3,999円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
・運動器機能向上 225円/月
・栄養改善 200円/月
・口腔機能向上 150円/月 など
※食費、日常生活費は別途負担となります。

介護予防が大切なのはなぜ？

体は使わないでいると、徐々に機能が低下してしまいます。実際、要介護度が軽い方について調べてみると、足腰が弱くなったために家に閉じこもりがちになり、ますます状態を悪化させ、介護が必要となってしまったケースが多いという結果が出ています。

できることはなるべく自分で行い、体を動かすことで、心身の機能を向上させ、自分らしい自立した生活を目指すことができるのです。



自己負担は1～3割です。本冊子は、**自己負担1割の費用をめやす**として掲載しています。

短期間施設に泊まる

介護予防 短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	446円	446円	523円
要支援2	555円	555円	649円

介護予防 短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	577円	610円	621円
要支援2	721円	768円	782円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

施設に入所して利用する介護サービス

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などのサービスや生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。サービスは、包括型(一般型)と外部サービス利用型に区分されます。



1日あたりの
自己負担(1割)のめやす
【包括型(一般型)】

要支援1	182円
要支援2	311円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

その他のサービス

- ▶ 地域密着型サービス 18・19ページ
- ▶ 福祉用具貸与・購入、住宅改修 20・21ページ

住み慣れた地域で受けるサービス

住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。(サービスの種類、内容などは市区町村によって異なります)

※基本的には利用者は事業所のある市区町村の住民に限定され、市区町村が事業者の指定や監督を行います。

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

実際の自己負担は所得状況などにより1割、2割、3割のいずれかになります。(▶P.5参照)

実際の費用は、利用する事業者の所在地や施設の体制、サービスの内容、加算項目などにより異なります。

24時間対応の訪問サービス

定期巡回・随時対応型 訪問介護看護

密接に連携をとっている介護職員と看護師の定期的な訪問を受けられます。また、通報や電話などを行うことで、随時対応も受けられます。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護、看護一体型事業所の場合】

要介護度	介護のみ利用	介護と看護を利用
要介護1	5,697円	8,312円
要介護2	10,168円	12,985円
要介護3	16,883円	19,821円
要介護4	21,357円	24,434円
要介護5	25,829円	29,601円



※要支援の方は利用できません。

夜間の訪問サービス

夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な訪問で介護を受けられる「定期巡回」、緊急時など、利用者の求めに応じて介護を受けられる「随時対応」のサービスなどがあります。

自己負担(1割)のめやす
【基本対応の場合】

1カ月	1,025円
-----	--------

※要支援の方は利用できません。



認知症の方向けのサービス

認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)

認知症と診断された方が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす
【7～8時間未満利用した場合】

要支援1	859円
要支援2	959円
要介護1	992円
要介護2	1,100円
要介護3	1,208円
要介護4	1,316円
要介護5	1,424円



※食費、日常生活費は別途負担となります。

認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護) 【グループホーム】

認知症と診断された方が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【2ユニットの事業所の場合】

要支援2	748円
要介護1	752円
要介護2	787円
要介護3	811円
要介護4	827円
要介護5	844円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※要支援1の方は利用できません。

小規模な施設の通所介護サービス

地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



※食費、日常生活費は別途負担となります。
※要支援の方は利用できません。

自己負担(1割)のめやす
【7～8時間未満の利用の場合】

要介護1	750円
要介護2	887円
要介護3	1,028円
要介護4	1,168円
要介護5	1,308円

通い・訪問・泊まりなどを組み合わせた複合的なサービス

小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援1	3,438円
要支援2	6,948円
要介護1	10,423円
要介護2	15,318円
要介護3	22,283円
要介護4	24,593円
要介護5	27,117円



※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

看護小規模多機能型 居宅介護【複合型サービス】

「通い」「訪問」「泊まる」サービスに、「訪問看護」が加わったサービスです。医療行為を含めたサービスが柔軟に受けられます。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護1	12,438円
要介護2	17,403円
要介護3	24,464円
要介護4	27,747円
要介護5	31,386円



※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。
※要支援の方は利用できません。

地域の小規模な施設に入所して受ける介護サービス

地域密着型 介護老人福祉 施設入所者生活介護 【地域密着型特別養護老人ホーム】

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護3	722円	722円	803円
要介護4	792円	792円	874円
要介護5	860円	860円	942円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方。

地域密着型 特定施設 入居者生活介護

定員29人以下の小規模な有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護1	542円
要介護2	609円
要介護3	679円
要介護4	744円
要介護5	813円



※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※要支援の方は利用できません。

生活環境を整えるサービス

自立した生活を送るための福祉用具を借りる

福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

次の13種類が貸し出しの対象となります。
要介護度によって利用できる用具が異なります。



- = 利用できる。
× = 原則として利用できない。
▲ = 尿のみを自動的に吸引するものは利用できる。

	要支援1・2 要介護1	要介護 2・3	要介護 4・5
・手すり(工事をともなわないもの) ・歩行器	○	○	○
・スロープ(工事をともなわないもの) ・歩行補助つえ	○	○	○
・車いす ・車いす付属品(クッション、電動補助装置等) ・特殊寝台 ・床ずれ防止用具 ・特殊寝台付属品(サイドレール、マットレス、スライディングボード、入浴用でない介助用ベルト等) ・体位変換器(起き上がり補助装置を含む) ・認知症老人徘徊感知機器(離床センサーを含む) ・移動用リフト(立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフトを含む)	×	○	○
・自動排泄処理装置	▲	▲	○

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。

適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問点は事業者に相談しましょう。

- 商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに貸与価格の上限額が設定されています。
※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
- 事業者には下記①、②が義務付けられています。
 - 貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す。
 - 貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明する。

トイレ、入浴関連の福祉用具を買う

申請が必要です

特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

購入費支給の対象は、次の6種類です。

- 腰掛便座(便座の底上げ部材を含む)
- 自動排泄処理装置の交換部品
- 入浴補助用具(入浴いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等)
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分
- 排泄予測支援機器



年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。費用が10万円かかった場合、1～3万円が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

※福祉用具購入・住宅改修は、償還払いの他に受領委任払いでの手続きが可能です。(入院中の方など、受領委任払いを選択できない場合があります。)

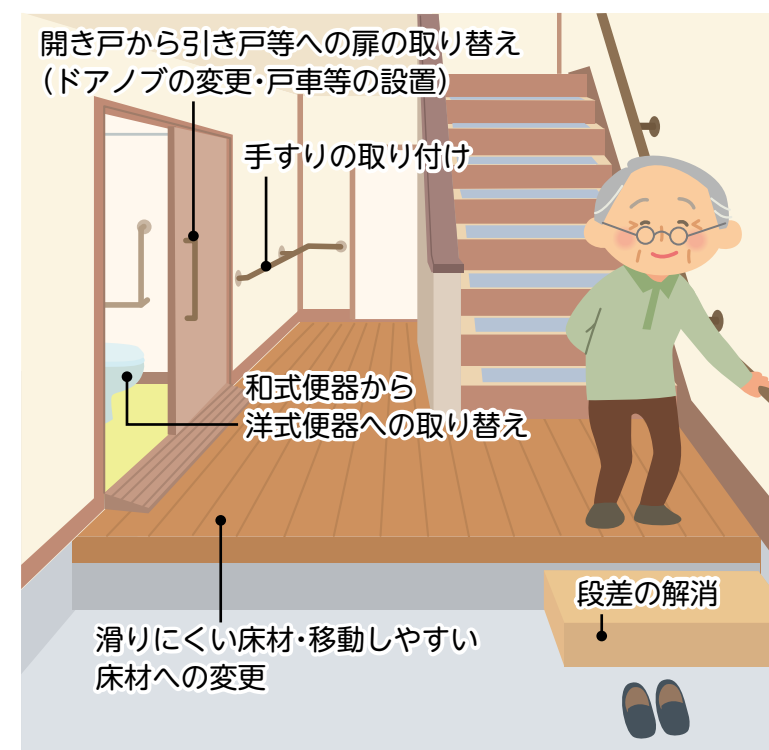
より安全な生活が送れるように住宅を改修する

事前と事後に申請が必要です

居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7～9割が住宅改修費として支給されます。
(費用が20万円かかった場合、自己負担1割の場合2万円、2割の場合4万円、3割の場合6万円が自己負担額です)。

●工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーかふじみ野市の窓口にご相談しましょう。



◎介護保険の対象となる工事の例

- 手すりの取り付け
 - 段差や傾斜の解消
 - 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
 - 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
 - 和式から洋式への便器の取り替え
 - その他これらの各工事に付帯して必要な工事
- ※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

支給限度額／20万円(原則1回限り)
20万円が上限で、その1～3割が自己負担です。

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

※引越をした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

住宅改修のサービスを受けるには、要介護認定を受けていることが前提となります。また、住宅改修を利用するときには、複数の業者から見積りをとりましょう。



手続きの流れ

事前と事後に申請が必要です

【償還払い(後から払い戻される)の場合】

相談
●ケアマネジャーや高齢者あんしん相談センター、ふじみ野市の窓口等に相談します。

事前申請
●工事を始める前に、ふじみ野市の窓口に必要な書類を提出します。

【申請書類の例】
・支給申請書
・住宅改修が必要な理由書
・工事着工前の写真(日付入り)
・工事費の見積書(利用者宛のもの) 等

●ふじみ野市から着工の許可が下りてから着工します。

工事・支払い
●改修費用を事業所にいったん全額支払います。

事後申請
●ふじみ野市の窓口で支給申請のための書類を提出します。

【申請書類の例】
・改修後の写真(日付入り)
・工事費の内訳書
・領収書(利用者宛のもの) 等

払い戻し
●工事が介護保険の対象であると認められた場合、介護保険対象工事代金の7～9割が支給されます。

受領委任払いとは…利用者は、費用の自己負担分(1～3割)のみを事業者を支払い、後で市が事業者に対して保険給付分を支払う方式

総合事業 自分らしい生活を持 続けるために

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）は、高齢者の介護予防と自立した事業で、**介護予防・生活支援サービス事業** と **一般介護予防事業** の二つからなります。

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

一般介護予防事業

総合事業のポイント

- 要支援1・2の方は、**介護予防サービス** と **介護予防・生活支援サービス事業** を利用できます。
- **介護予防・生活支援サービス事業** のみを利用する場合は、基本チェックリストによる判定で利用できます。（要介護認定は不要です）
- 介護予防・生活支援サービス事業を利用していた方が要介護1～5となったとき、本人が希望し、ふじみ野市が必要と判断すれば、**介護予防・生活支援サービス事業** を引き続き利用できます。（令和3年4月から）

総合事業を利用するには

まずは、高齢者あんしん相談センターまたは、ふじみ野市の高齢福祉課、ケアマネジャーへご相談ください。心身の状態を確認したうえで、その方に合ったサービスや支援を受けることができます。

基本チェックリストについて（基本チェックリスト▶ 35ページ）

基本チェックリストとは、日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するための25項目からなる質問票です。基本チェックリストから、どのような介護予防に取り組めばよいかわかります。

基本チェックリスト（一部抜粋）

- | |
|--|
| ☐ 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか |
| ☐ 6カ月間で2～3kg以上の体重減少はありましたか |
| ☐ 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか |
| ☐ 週に1回以上は外出していますか |
| ☐ 周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされますか |

「膝が痛く、外出がしづらくなった」「食欲がなくなってきた」などのちょっとした不調が、介護が必要な状態にまで悪化してしまうことがあります。いつまでも自分らしい生活を持 続けるためには、症状が重くなる前に介護予防などに取り組むことが大切です。



生活機能の低下が気になったら高齢者あんしん相談センターに相談しましょう。

総合事業は、地域全体で高齢者を支え、高齢者の方も自らの持つ能力をできる限り活かして、要介護状態になることを予防するための事業です。



介護予防・生活支援サービス事業

地域の実情に応じた「介護予防」と「生活支援」を目的としたサービスなどがあります。
※市区町村によって提供されるサービスは異なります。詳しくは、お住まいの市区町村にご相談ください。

- 対象者**
- 要支援1・2の方
 - 基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者となった方
 - 介護予防・生活支援サービス事業を利用していた方で、要介護1～5となったあとも本人が利用を希望し、ふじみ野市が必要と判断した方（令和3年4月から）

介護予防 ケアマネジメント

高齢者あんしん相談センターの職員に相談し、サービスの種類や回数を決め、ケアプランを作成します。



訪問型サービス

掃除、洗濯などの日常生活上の訪問型のサービス。地域住民が主体となったボランティアによるゴミ出しなどの支援から、介護事業者による、以前の介護予防訪問介護に相当するサービスまで多様なサービスが想定されています。



通所型サービス

機能訓練や集いの場など通所型のサービス。地域住民が主体となった体操や運動等のサービスから、介護事業者による、以前の介護予防通所介護に相当するサービスまで多様なサービスが想定されています。



一般介護予防事業

高齢者のみなさんが元気でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするための教室（介護予防教室）などを実施します。

※市区町村によって提供されるサービスは異なります。詳しくは、お住まいの市区町村にご相談ください。

対象者 65歳以上のすべての方、およびその支援のための活動に関わる方

介護予防教室の例

【通いの場での活動】

- 「ふじみんぴんしゃん体操」、「ふじみんお口ぴんしゃん体操」
- 介護予防手帳 など



【介護予防普及啓発】

- 介護予防講座
- その他、介護予防に関する各種教室・講座 など

【ボランティア活動】

- ぴんしゃん（介護予防）サポーター
- 介護支援ボランティア など



【介護予防センターなど】

- 体力の維持向上や生きがいづくりの場
- 介護予防に関する情報発信など

その他の地域支援事業

●高齢者の権利を守ります

総合事業のほかに地域支援事業として、高齢者の権利を擁護するための支援も行っています。

次のようなお悩みは、高齢者あんしん相談センターにご相談ください。

預貯金通帳や財産の
管理が自分では不安に
なってきた

悪質な商法によって
高額な買い物を
させられた

介護サービス事業者の
対応に不満を訴えても
改善されない

など



高齢者あんしん相談センターのご案内

●高齢者の総合相談窓口です

高齢者あんしん相談センターは、高齢者のみなさんの身近な相談窓口です。地域で暮らすみなさんがいつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう、介護・福祉・健康・医療など、さまざまな面から総合的に支援します。

介護予防、総合事業に関する
こと、相談や困りごとがあれば、
高齢者あんしん相談センター
へお問い合わせください。

▶問い合わせ先は裏表紙



高齢者あんしん相談センターはこのような支援や相談を行っています

■介護予防を応援します！

要支援1・2および事業対象者の介護予防ケアプランなどを作成して、効果を評価します。



■さまざまな問題に対応します！

高齢者に関するさまざまな相談を受け、必要なサービスにつなぎます。



■高齢者の権利を守ります！

高齢者虐待の防止、悪質な訪問販売による被害の防止などの権利擁護を行います。

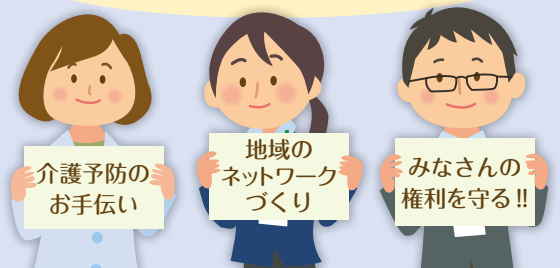


■充実したサービスを提供するために支援します！

ケアマネジャーへの指導・助言や医療機関など、関係機関との調整を行います。



積極的にご利用ください



高齢者あんしん相談センターのスタッフ

高齢者あんしん相談センターのスタッフは、主任ケアマネジャー、保健師（または経験のある看護師）、社会福祉士を中心に構成されています。

自己負担限度額と負担の軽減

介護保険サービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払います。自己負担が重くなったときや、所得の低い方には負担を軽減するしくみもあります。

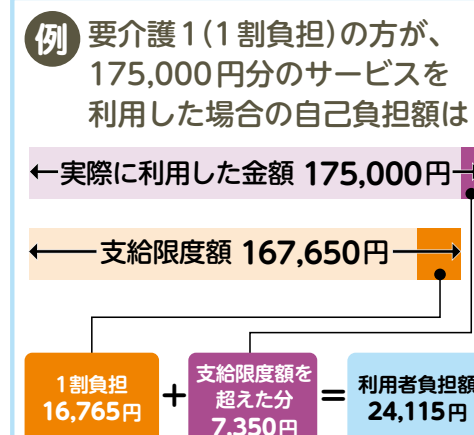
●介護保険サービスは1～3割の自己負担で利用できます

介護保険サービスは、利用料の1～3割を支払うことで利用できますが、要介護度ごとに1カ月に1～3割負担で利用できる金額に上限（支給限度額）が設けられています（下表）。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

■介護保険サービスの支給限度額（1カ月）のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

○上記金額は、標準地域の金額です。実際の支給限度額は、住んでいる地域や利用したサービスにより異なります。



■支給限度額に含まれないサービス

- 特定福祉用具購入
 - 居宅介護住宅改修
 - 居宅療養管理指導
 - 特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型、短期利用を除く）
 - 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用を除く）
 - 認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
 - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - 介護保険施設に入所して利用するサービス
- ※介護予防サービスについても同様です。

事業者を選ぶために…

介護保険は「利用者本位」が原則。利用者の意思が最も尊重されますので、自分なりに情報を集めることも大切です。

すべてのサービス提供事業者・施設には、決められた項目にそった情報を公開することが義務付けられています。厚生労働省「介護サービス情報公表システム（<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>）」から閲覧できますので、インターネットが使える方は、参考にしてください。

また、利用する施設を比較・検討するなら、実際に見学や体験利用をしてみることをお勧めします。ご自身に合った事業者を見つけましょう。



費用の支払い

●施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分（1～3割）に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。



施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。実際の費用は施設と利用者との契約により決められます。

居住費・食費の基準費用額（1日あたり）

居住費（滞在費）				食費
従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	2,006円	1,668円	1,445円

（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

●所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限（限度額）が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

- 給付を受けるには、ふじみ野市への申請が必要です。

居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	所得の状況 ^{※1}	預貯金等の資産 ^{※2} の状況	居住費（滞在費）				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者の方等	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
	老齢福祉年金受給者の方						
2	前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円 [600円]
3-①	前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円 [1,000円]
3-②	前年の合計所得金額＋年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円 [1,300円]

（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

※1 住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者（婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外）の所得も判断材料とします。

※2【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

*第2号被保険者の預貯金等の資産条件は単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下となります。

不正があった場合には、ペナルティ（加算金）を設けます。

●自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担（1～3割）の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- 給付を受けるには、ふじみ野市への申請が必要です。
- 施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は含まれません。

自己負担の限度額（月額）

区分		限度額
現役並み所得相当の65歳以上の方がいる世帯	年収約1,160万円以上の方	140,100円（世帯）
	年収約770万円以上1,160万円未満の方	93,000円（世帯）
	年収約383万円以上770万円未満の方	44,400円（世帯）
上記以外の住民税課税世帯の方		44,400円（世帯）
世帯全員が住民税非課税		24,600円（世帯）
・老齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方等		24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護受給者の方等		15,000円（個人）

●介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。（高額医療・高額介護合算制度）

- 給付を受けるには、ふじみ野市への申請が必要です。
- 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- 自己負担限度額を超える額が500円以下の場合は支給されません。

医療と介護の自己負担合算後の限度額（年額:毎年8月1日から翌年7月31日まで）

70歳未満の方

区分		限度額
基準総所得額	901万円超	212万円
	600万円超～901万円以下	141万円
	210万円超～600万円以下	67万円
	210万円以下	60万円
住民税非課税世帯		34万円

70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者

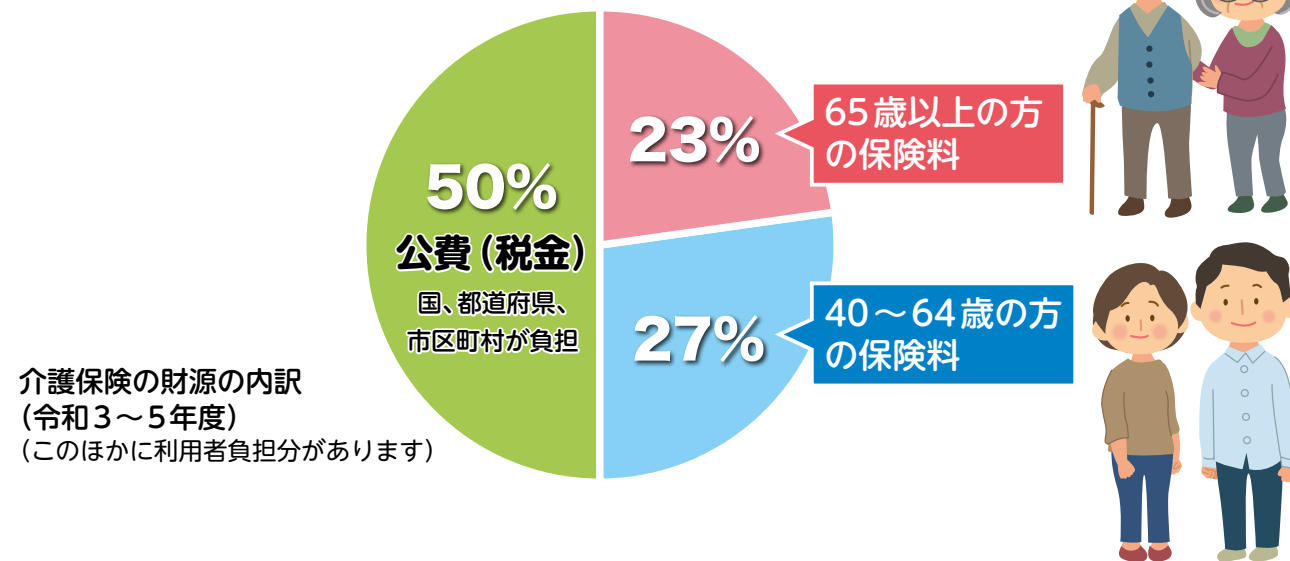
区分		限度額
課税所得	690万円以上	212万円
	380万円以上690万円未満	141万円
	145万円以上380万円未満	67万円
一般（住民税課税世帯の方）		56万円
低所得者（住民税非課税世帯の方）		31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方（年金収入のみの場合80万円以下の方）		※19万円

※介護サービス利用者が世帯に複数いる場合は、介護保険からの支給額は31万円で計算されます。

社会全体で介護保険を支えています

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費(税金)」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。

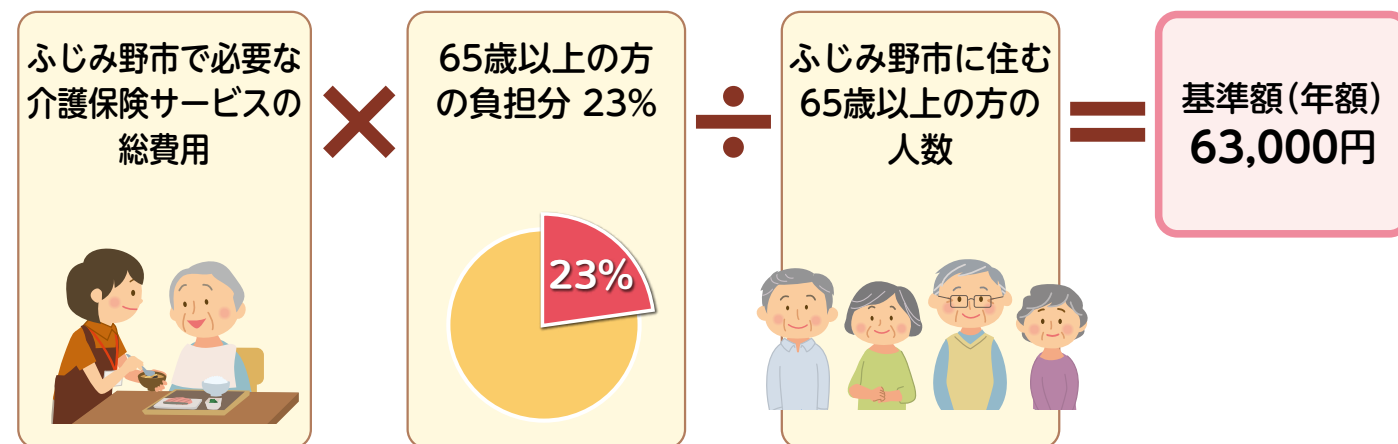
介護保険料はきちんと納めましょう。



● 65歳以上の方の介護保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、ふじみ野市の介護保険サービスの費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額の決まり方



基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる額のことです。

介護保険料は、基準額をもとに、所得の低い方などの負担が大きくなりすぎないように本人や世帯の課税状況や所得に応じて決まります。

あなたの介護保険料を確認しましょう

ふじみ野市の令和3～5年度の介護保険料の基準額 63,000円(年額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、15段階に分かれます。

● 所得段階別介護保険料

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金 ^{※1} 受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	基準額 × 0.30	18,900円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額 ^{※2} の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.50	31,500円
第3段階	80万円超120万円以下の方	基準額 × 0.70	44,100円
第4段階	120万円超の方	基準額 × 0.83	52,200円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 1.00	63,000円(基準額)
第6段階	80万円超の方	基準額 × 1.15	72,400円
第7段階	120万円未満の方	基準額 × 1.30	81,900円
第8段階	120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.50	94,500円
第9段階	210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.70	107,100円
第10段階	320万円以上400万円未満の方	基準額 × 1.80	113,400円
第11段階	400万円以上600万円未満の方	基準額 × 1.90	119,700円
第12段階	600万円以上800万円未満の方	基準額 × 2.00	126,000円
第13段階	800万円以上1,000万円未満の方	基準額 × 2.10	132,300円
第14段階	1,000万円以上1,500万円未満の方	基準額 × 2.20	138,600円
第15段階	1,500万円以上2,000万円未満の方	基準額 × 2.30	144,900円
	2,000万円以上の方		

※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階が第1～5段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。分離課税所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。給与所得がある場合は、給与所得(所得金額調整控除の適用を受けている場合は適用前の金額)から10万円を控除します。また、第6段階以上の方で給与所得または公的年金に係る雑所得がある場合は、それら所得の合計額から10万円を控除します。控除後の額が0円を下回る場合は、0円とします。

● 65歳以上の方の介護保険料の納め方

65歳以上になった月(65歳の誕生日の前日の属する月)の分から納めます。
納め方は受給している年金^{*}の額によって次の2通りに分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。

^{*}受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

普通徴収

年金が年額**18万円未満**の方

→【納付書】や【口座振替】で各自納めます

- 介護保険料の年額を納付期限に合わせて納めます。
- ふじみ野市から納付書が送付されますので、取り扱い金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください。パソコンやスマートフォンを利用して、「ふじみ野市納付サイト」からクレジットカードで納付もできます。(令和4年7月開始予定)

忙しい方、なかなか外出ができない方は、**口座振替が便利**です。

口座振替が便利ね

手続き

- ① 介護保険料の**納付書、通帳、印かん(通帳届出印)**を用意します。
- ② 取り扱い金融機関で「**口座振替依頼書**」に必要事項を記入し、申し込みます。
※口座振替の開始は、通常、申し込み日の6週間後からになります。
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできない場合があります。
- ③ ふじみ野市高齢福祉課の窓口でキャッシュカードと暗証番号、本人確認書類があれば登録できます。

特別徴収

年金が年額**18万円以上**の方 → 年金から**【天引き】**になります

- 介護保険料の年額が、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)の年6回に分けて天引きになります。
- 特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6ヵ月後から12ヵ月後に介護保険料が天引きになります。

本年度

4月

6月

8月

10月

12月

2月

仮徴収

本徴収

こんなときは、一時的に納付書で納めます

- 年度途中で介護保険料が増額になった
- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 介護保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった
- 年金を担保に借入れをした など

介護保険料を滞納すると？

災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のような措置がとられます。介護保険料は納め忘れのないよう納期限までに納めましょう。

納期限を過ぎると

督促が行われます。**延滞金**が徴収される場合があります。
法律に基づき、預貯金・年金・給与・生命保険・不動産などの財産を差し押さえる場合があります。

1年以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん**全額を自己負担**する場合があります。
その場合、申請により後から保険給付費(本来の自己負担を除く費用)が支払われます。

1年6ヵ月以上滞納すると

引き続き、利用したサービス費用はいったん**全額自己負担**となり、申請しても保険給付費の一部または全額が一時的に**差し止め**られる場合があります。
滞納が続く場合は、**差し止められた額から介護保険料が差し引かれる**場合があります。

2年以上滞納すると

上記に加えて、滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が**引き上げ**られたり、**高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などが受けられなくな**ったりする場合があります。

納付が難しい場合は

災害などの特別な事情で介護保険料を納めることが難しくなった場合はふじみ野市高齢福祉課に相談しましょう。
減免や猶予が受けられる場合があります。

● 40～64歳の方の介護保険料

40～64歳の方(第2号被保険者)の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。

	決まり方	納め方
国民健康保険に加入している方	世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。 ※所得の低い方への軽減措置などが市区町村ごとに設けられています。	同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。
職場の健康保険に加入している方	加入している医療保険の算定方式にもとづいて決まります。	医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。 ※40～64歳の被扶養者は個別に介護保険料を納める必要はありません。

介護保険料の決まり方・納め方

31

30

ふじみ野市の高齢者福祉事業

介護サービス利用者負担助成金

介護保険適用の介護サービスの自己負担額(1割)の一部を助成します。

【対象者】市町村民税非課税世帯の方で、対象サービスを利用している方。
※ただし、高額介護サービス費(27ページ)の支給対象になっている月は対象外です。

【対象サービス】●居宅サービス(10～13・20ページ)のうち福祉用具貸与、特定福祉用具購入および特定施設入居者生活介護を除いたもの
●介護予防サービス(15～17・20ページ)のうち介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具購入および介護予防特定施設入居者生活介護を除いたもの
●地域密着型サービス(18・19ページ)のうち夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護
●介護予防・生活支援サービス事業(23ページ)のうち訪問型サービス、通所型サービスの一部

紙おむつ等の給付

常時紙おむつを使用している在宅の方に紙おむつ等を給付します。

【対象者】要介護3以上で常時失禁のためおむつを使用している65歳以上の方

【利用方法等】委託業者が月1回、自宅にお届けします。

【利用者負担】無料

【おむつの種類】①フラットタイプ
②テープ止めタイプ
③パンツタイプ
④尿とりパッド
⑤介護用品
※枚数は商品によって異なります。



寝具洗濯サービス

寝具類(敷き布団、掛け布団、毛布、枕、ベッドパッドのうち4点)の洗濯を行います。

【対象者】要介護3以上で常時ねたきりの状態にある方
※一部障がい者の方も対象になります。

【利用方法等】敷き布団、掛け布団、毛布、枕、ベッドパッドのうち4点を委託業者が洗濯して、自宅へお届けします。年度内に1回、利用できます。

【利用者負担】無料



配食サービス

食生活の改善により健康の維持・増進や介護予防を図りたい方のために、市が指定した配食サービス事業者と協力して、安否確認を含めた配食サービス(お弁当の宅配)を実施します。

【利用できる方】65歳以上の方および40歳以上で要支援以上の方 ※一部障がい者の方も利用できます。

【利用者負担】利用する事業者・メニューにより異なります。
●次の方は、申請により利用料の一部(1回の配達につき200円)の補助を受けることができます。
【対象者】①要支援以上の認定を受けたひとり暮らしなどの方
②要支援・要介護状態などになるおそれがあると市が認めたひとり暮らしなどの方

緊急時連絡システム

緊急時に消防署へ通報ができるシステム(通報器、発信器)を貸与します。

【対象者】①65歳以上の心疾患等の病気のあるひとり暮らしなどの方
②要介護認定を受けた心疾患等の病気のあるひとり暮らしなどの方
※一部障がい者の方も対象になります。

【利用者負担】設置費、利用料は無料。通話料その他の費用は自己負担



訪問理美容サービス

理容店や美容院に行くことが困難な方のために、市に登録した業者が自宅を訪問し、カットやシェービングを行います。

【対象者】要介護3以上で6カ月以上常時ねたきりの状態にある65歳以上の方
※一部障がい者の方も対象になります。

【利用者負担】1回2,000円
(最大年4回利用できますが、申請時期により、利用できる回数が異なります)



高齢者等ごみ出し支援サービス

ごみ収集日に、玄関から集積場所までごみを運びます。

【対象者】身体が虚弱なためにごみ出しが困難で、近所に協力者が得られない65歳以上の方
※一部障がい者の方も対象になります。

【利用方法】シルバー人材センターの会員が訪問し、ごみを運びます。

【利用者負担】月額800円

介護手当

在宅でねたきり又は、認知症の状態にある高齢者を介護する家族に手当を支給します。

【対象者】要介護3以上で6カ月以上常時ねたきり又は認知症の状態にある65歳以上の高齢者と同居し、介護している方

【手当の額】月額5,000円



認知症高齢者等位置検索サービス

早期に居場所を発見するための位置検索端末機を貸与します。行方不明となる可能性のある在宅の認知症高齢者等が外出した場合に、所在の把握に役立てていただくサービスです。

【対象者】65歳以上および40歳以上で要支援以上の認知症高齢者等を在宅で介護する方

【利用者負担】月額500円
緊急対応員の現場急行を要請した場合、1回1時間まで11,000円

認知症高齢者等早期発見ステッカー

認知症により行方不明となるおそれのある在宅高齢者等に、早期発見、事故の未然防止のため、蓄光素材のステッカーを配布します。くつやつえなどに添付して使用してください。

【対象者】65歳以上および40歳以上で要支援以上の認知症高齢者等を在宅で介護する方

【利用方法】登録された方には、ステッカーを配付します。くつ(サンダル)やつえなどの持ち物に貼ってください。

【利用者負担】無料

日常生活用具給付

日常生活用具を給付します。

種 目	対 象 者
火災警報器	ひとり暮らしまたは65歳以上の方と同居している65歳以上のねたきりの状態にある方
自動消火器	
電磁調理器	心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要な65歳以上のひとり暮らしの方

【利用者負担】世帯の収入によって負担が生じます

入浴料助成

市内の銭湯を利用する際の入浴利用助成券を交付します。

【対 象 者】・65歳以上で自宅に入浴設備がない方
・65歳以上で自宅の入浴設備が故障等で使用できず、修理し難い市民税非課税世帯の方

【利用者負担】1回100円

ふれあい入浴事業

地域や高齢者同士のつながりを深めていただくことを目的とし、毎月26日及び敬老の日に市内の銭湯を無料で利用することができます。

【対 象 者】65歳以上の方

【利用方法】あらかじめ市に申請し、登録証の交付を受けてください。

【利用者負担】無料

敬老祝金の贈呈

ふじみ野市に引き続き2年以上居住している方で、右表のとおり、対象の年齢になった方に敬老祝金を贈呈します。対象の方には、市からご連絡いたします。

対 象 者	支 給 金 額
77歳(喜寿祝金)	7,000円
88歳(米寿祝金)	20,000円
99歳(白寿祝金)	50,000円

お出かけサポートタクシー事業

タクシー運賃の半額(補助上限有)を助成し、高齢者の方にお出かけの機会を提供します。利用するには、事前に利用者登録が必要です。

【対 象 者】65歳以上の方および40歳以上で要支援以上の方

【申請に必要なもの】氏名・住所・生年月日が分かるもの(運転免許証・健康保険証等)
※申請された方には利用登録証、利用案内を郵送します。

【利用方法】利用するときに専用電話番号に連絡をし、配車をしてください。
※予約制ではありません。



基本チェックリスト

基本チェックリストは、ご自身の心身の状態を振り返っていただくと同時に、運動機能や心身機能の低下の兆候を早期に見つけ、介護予防につなげることを目的としています。

「はい」か「いいえ」のどちらかに○をつけ、ご自身の心身の状態を確認してみましょう♪

No.	質 問 項 目	回 答	
1	バスや電車で1人で外出していますか	はい0点	いいえ1点
2	日用品の買物をしていますか	はい0点	いいえ1点
3	預貯金の出し入れをしていますか	はい0点	いいえ1点
4	友人の家を訪ねていますか	はい0点	いいえ1点
5	家族や友人の相談にのっていますか	はい0点	いいえ1点
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	はい0点	いいえ1点
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい0点	いいえ1点
8	15分位続けて歩いていますか	はい0点	いいえ1点
9	この1年間に転んだことがありますか	はい1点	いいえ0点
10	転倒に対する不安は大きいですか	はい1点	いいえ0点
11	6ヵ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	はい1点	いいえ0点
12	BMIが18.5未満ですか BMIとは:体重(kg)÷身長(m)÷身長(m) (例)150cm、55kgの場合 55(kg)÷1.5(m)÷1.5(m)=24.4	はい1点	いいえ0点
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	はい1点	いいえ0点
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	はい1点	いいえ0点
15	口の渴きが気になりますか	はい1点	いいえ0点
16	週に1回以上は外出していますか	はい0点	いいえ1点
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	はい1点	いいえ0点
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	はい1点	いいえ0点
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい0点	いいえ1点
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	はい1点	いいえ0点
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	はい1点	いいえ0点
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	はい1点	いいえ0点
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	はい1点	いいえ0点
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	はい1点	いいえ0点
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	はい1点	いいえ0点

① No.1～20の合計が 10点以上	生活全般の虚弱予防が必要	⑤ No.16に該当 1点	閉じこもり予防が必要
② No.6～10の合計が 3点以上	筋力アップが必要 転倒や骨折に注意	⑥ No.18～20の合計が 1点以上	もの忘れ予防が必要
③ No.11～12の合計が 2点以上	低栄養予防が必要	⑦ No.21～25の合計が 2点以上	落ち込み予防が必要
④ No.13～15の合計が 2点以上	口腔機能の向上が必要	※ご心配なことがあれば、高齢者あんしん相談センターにご相談ください。	